

3 漁業権の内容

(2) 内水面

ア 漁業権一覧

(ア) 共同漁業権

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
内共第1号 (養老川)	第5種共同漁業	養老川	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ わかさぎ	6/1～9/30及び12/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	市原市及び夷隅郡大多喜町地先	市原市及び夷隅郡大多喜町	なし
内共第2号 (小櫃川)	第1種共同漁業 第5種共同漁業	小櫃川	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	しじみ あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ にじます わかさぎ	1/1～12/31 6/1～9/30及び12/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	木更津市、袖ヶ浦市、君津市及び鴨川市地先	木更津市、袖ヶ浦市及び君津市	なし
内共第3号 (湊川)	第5種共同漁業	湊川	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あゆ こい ふな おいかわ	6/1～9/30及び12/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	富津市地先	富津市	富津市豊岡地先の戸面原ダム下流端の線から下流50メートルの区域、同市数馬地先の取水堰上流端の線から上流50メートルの区域及び同取水堰下流端の線から下流50メートルの区域では定置性網漁具を使用してはならない。
内共第4号 (夷隅川)	第5種共同漁業	夷隅川	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ	6/1～9/30及び12/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町地先	いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町	なし
内共第5号 (南白亀川)	第5種共同漁業	南白亀川	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	茂原市及び長生郡白子町地先	茂原市及び長生郡白子町	なし
内共第6号 (栗山川)	第5種共同漁業	栗山川	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	匝瑳市、香取市、香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町地先	匝瑳市、香取市、香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町	なし
内共第7号 (手賀沼)	第5種共同漁業	手賀沼 我孫子手賀沼	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ わかさぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	柏市、我孫子市、白井市及び印西市地先	柏市、我孫子市、白井市及び印西市	なし
内共第8号 (印旛沼)	第5種共同漁業	印旛沼	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ わかさぎ もつご	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町地先	成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町	八千代市平戸地先の平戸橋下流端の線と同市村上地先の村上橋上流端の線との間の新川、印西市及び印旛郡栄町地先の長門川並びに旧長門川では定置性漁具(刺し網及びせんは除く。)を使用してはならない。
内共第9号 (与田浦)	第5種共同漁業	佐原	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	香取市地先	香取市	なし

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
内共第10号 (利根川)	第5種共同漁業	佐原	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	香取市地先	香取市	なし
内共第11号 (利根川)	第5種共同漁業	笹川 北総 中利根	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	香取市及び香取郡東庄町 地先	銚子市富川町、森戸町、 笹本町、桜井町及び宮原 町、香取郡東庄町並びに 香取市	なし
内共第12号 (利根川)	第1種共同漁業	銚子市 中利根 下利根	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かき あさり はまぐり 餌むし	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	銚子市及び香取郡東庄町 地先	銚子市及び香取郡東庄町	なし
内共第13号 (小糸川)	第5種共同漁業	小糸川	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな おいかわ うぐい	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	君津市地先	君津市	なし
内共第14号 (利根川)	第5種共同漁業	手賀沼 印旛沼 新利根 鬼怒利根 埼玉県北部	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	千葉県野田市、柏市、我 孫子市、印西市、印旛郡 栄町、成田市及び香取郡 神崎町並びに茨城県古河 市、猿島郡五霞町及び境 町、坂東市、守谷市、取 手市、北相馬郡利根町、 稲敷郡河内町、稲敷市並 びに埼玉県加須市及び久 喜市地先	千葉県野田市、柏市、我 孫子市、印西市、印旛郡 栄町、成田市及び香取郡 神崎町並びに茨城県古河 市、猿島郡五霞町及び境 町、坂東市、常総市、守 谷市、取手市、北相馬郡 利根町、稲敷郡河内町、 稲敷市並びに埼玉県加須 市及び久喜市	茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門堰堤上流端から上流50メートルの区域においては網漁具を使用してはならない。

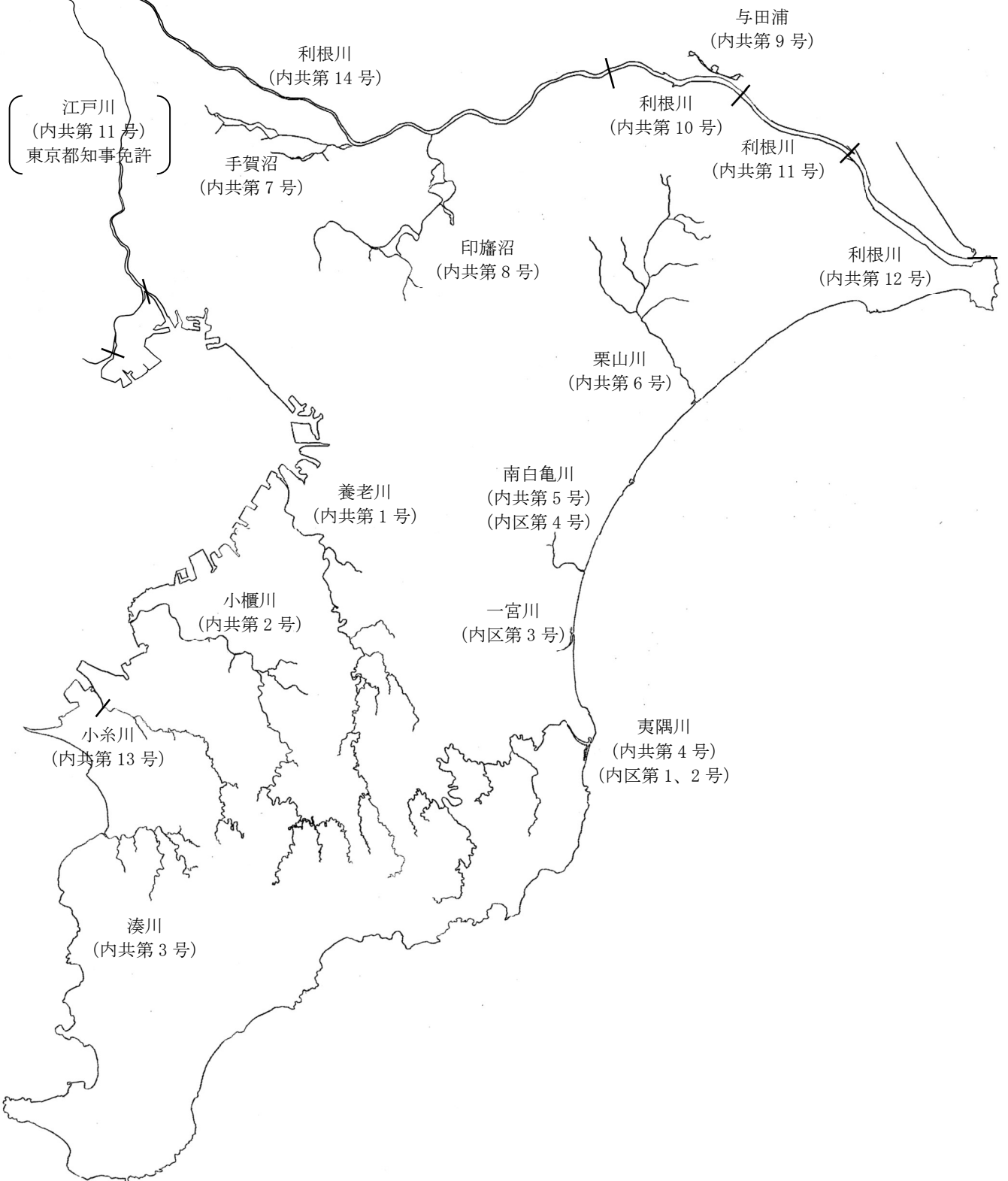
(東京都知事免許)

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
内共第11号 (江戸川)	第1種共同漁業	東京東部 埼玉東部 市川市 松戸市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	しじみ	1/1～12/31	江戸川区及び葛飾区の各 地先 埼玉県三郷市、吉川市、 北葛飾郡松伏町、同郡杉 戸町 春日部市及び幸手市の各 地先 千葉県浦安市、市川市、 松戸市、流山市及び野田 市の各地先 茨城県猿島郡五霞町地先	墨田区、江東区、北区、 荒川区、足立区、葛飾区 及び江戸川区 埼玉県三郷市、幸手市、 吉川市、北葛飾郡杉戸 町、同郡松伏町及び春日 部市 千葉県市川市、松戸市、 野田市、流山市及び浦安 市 茨城県猿島郡五霞町	茨城県猿島郡五霞町の関宿水閘門堰堤下流端から下流百メートルの区域においては、網漁具の使用をしてはならない。
	第5種共同漁業			こい ふな うなぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			

(イ) 区画漁業権

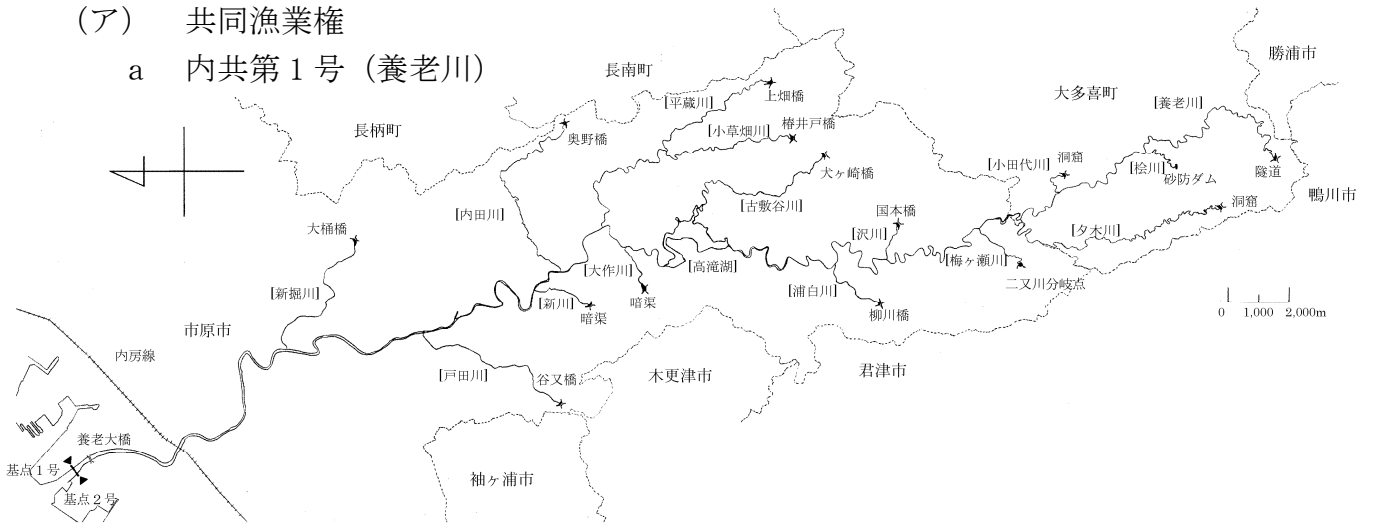
免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	個別漁業権又は 団体漁業権の別	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
内区第1号 (夷隅川)	第1種区画漁業	夷隅川	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	あおのり養殖	9/1～翌4/30	いすみ市岬町和泉及び岬 町江場土地先	いすみ市	なし
内区第2号 (夷隅川)	第1種区画漁業	夷隅川	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	あおのり養殖	9/1～翌4/30	いすみ市岬町和泉及び岬 町江場土地先	いすみ市	なし
内区第3号 (一宮川)	第1種区画漁業	一松内水面	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	あおのり養殖	9/1～翌4/30	長生郡長生村一松地先	長生郡一宮町及び長生村	なし
内区第4号 (南白亀川)	第1種区画漁業	南白亀川	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	あおのり養殖	9/1～翌4/30	長生郡白子町剃金及び古 所地先	長生郡白子町	なし

イ 漁業権漁場概略図 (内水面)



(ア) 共同漁業権

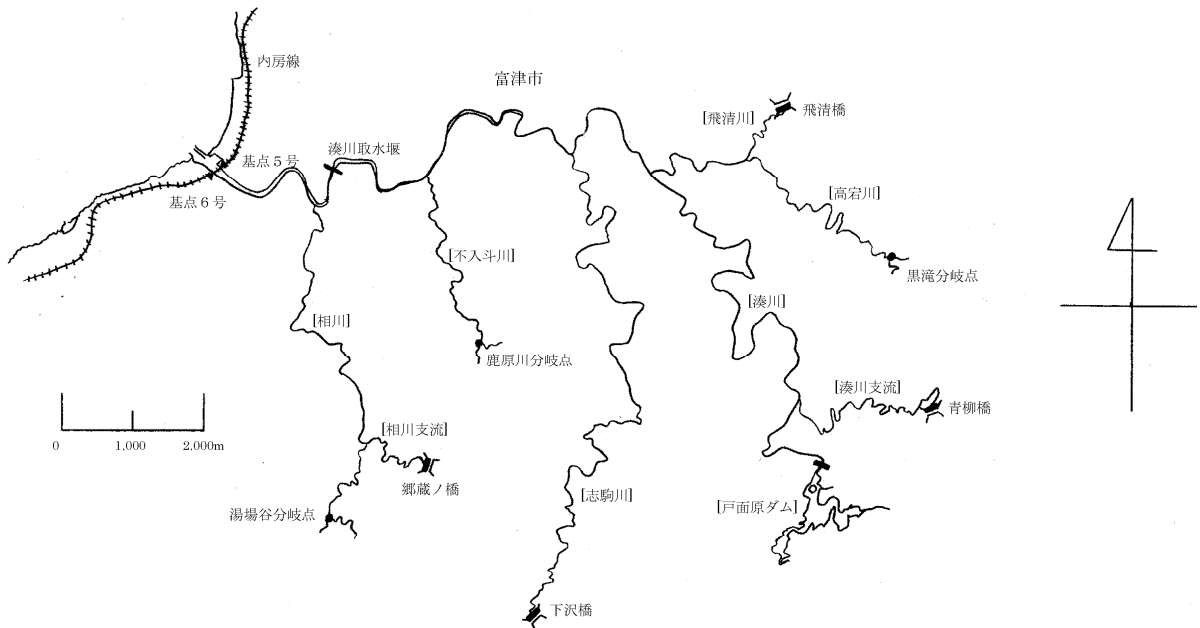
a 内共第1号 (養老川)



b 内共第2号 (小櫃川)



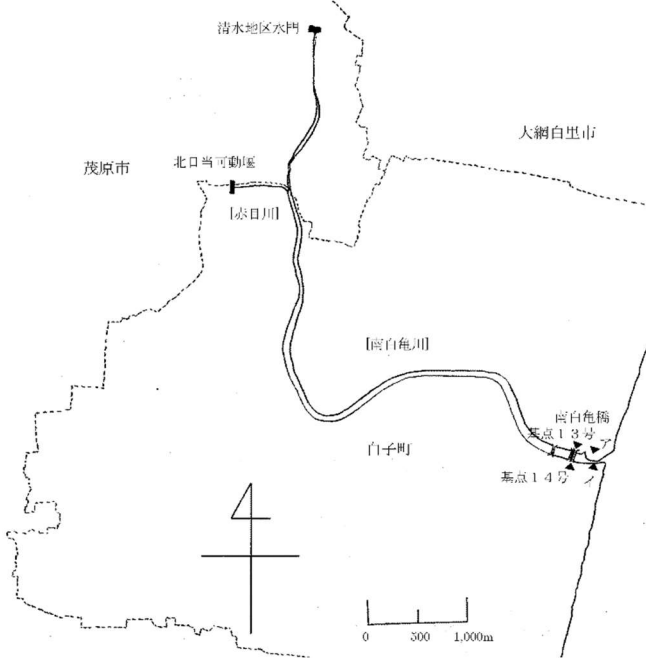
c 内共第3号 (湊川)



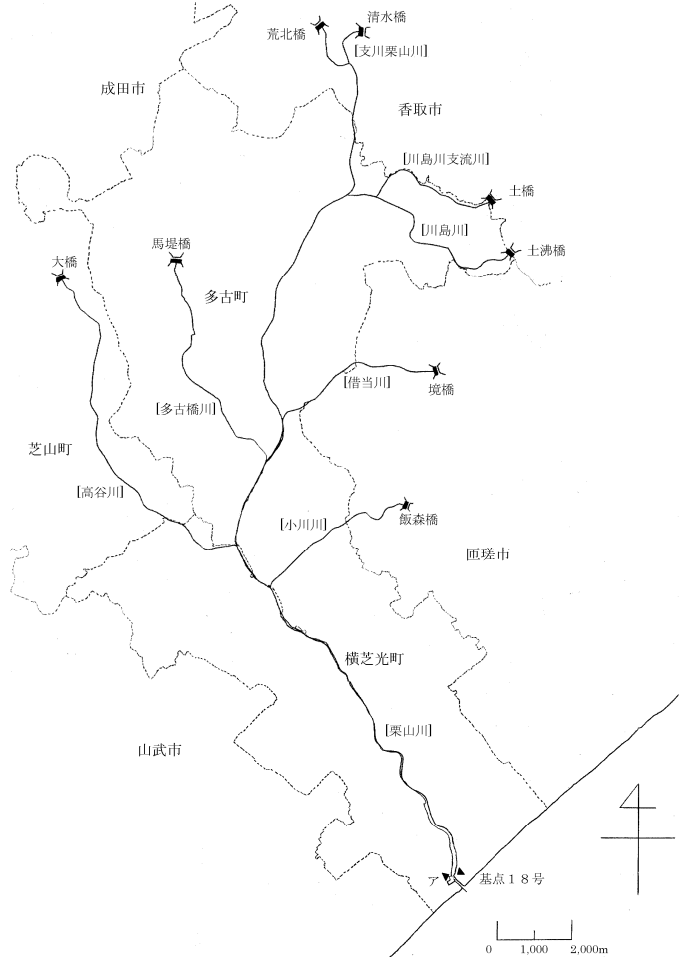
d 内共第4号 (夷隅川)



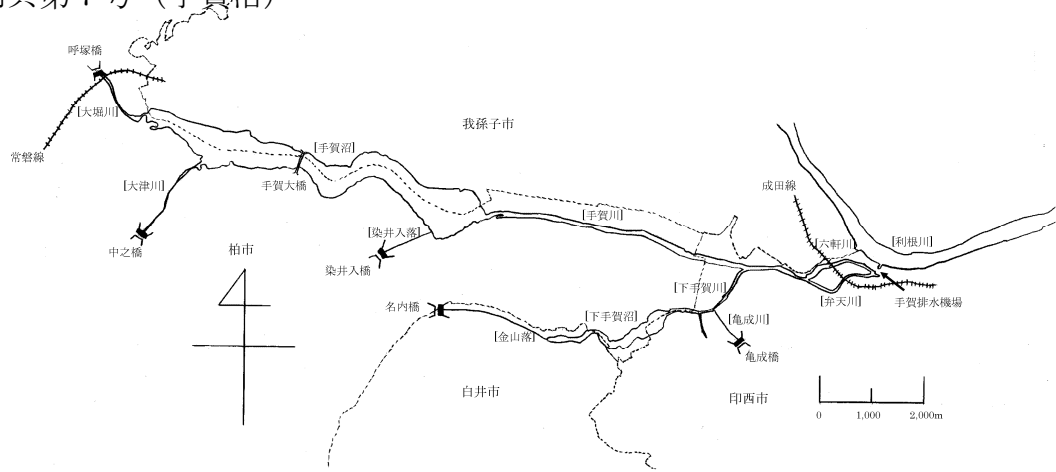
e 内共第5号 (南白亀川)



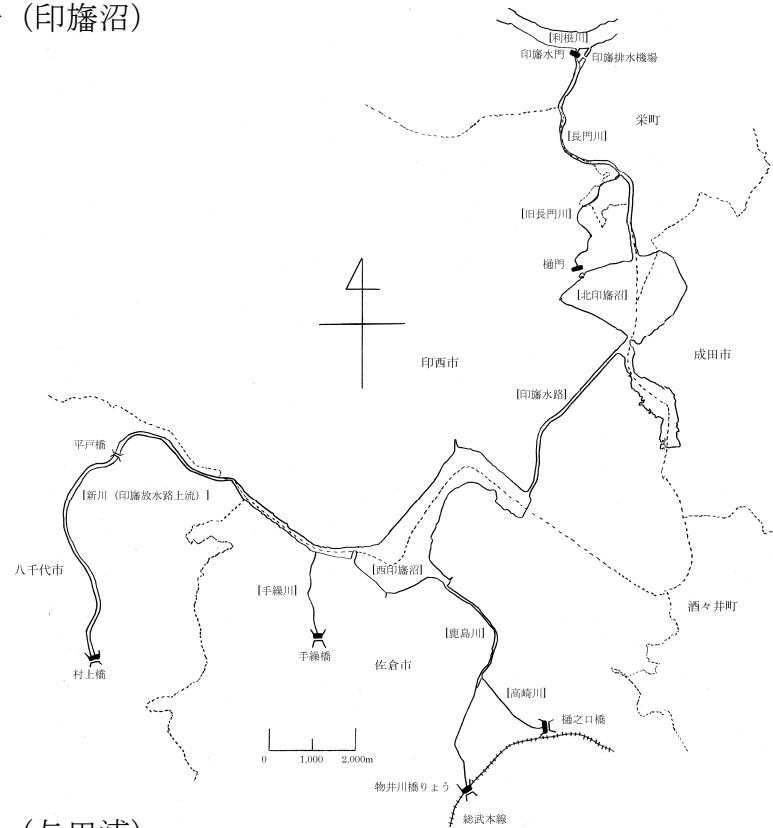
f 内共第6号 (栗山川)



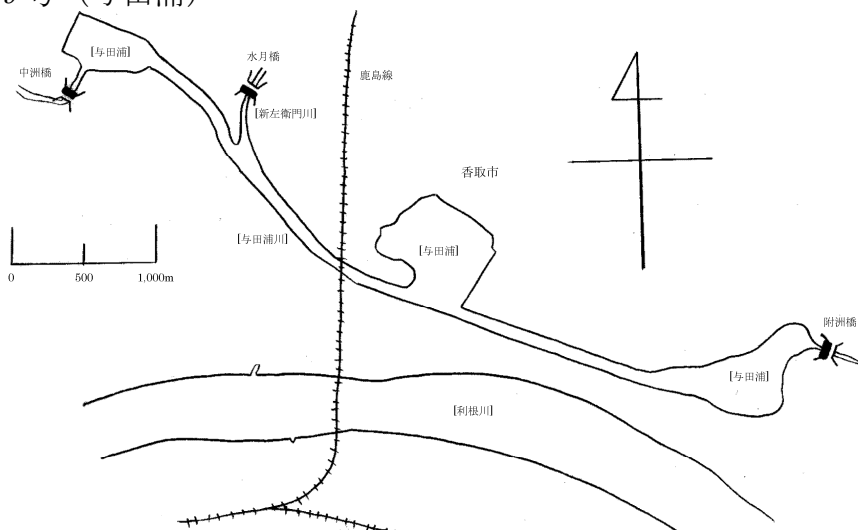
g 内共第7号 (手賀沼)



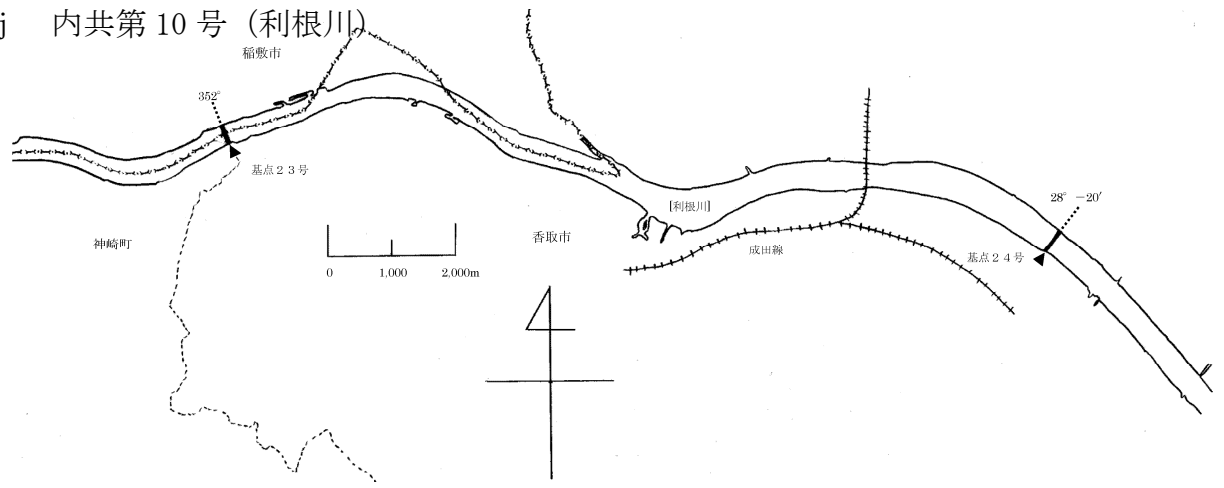
h 内共第8号 (印旛沼)



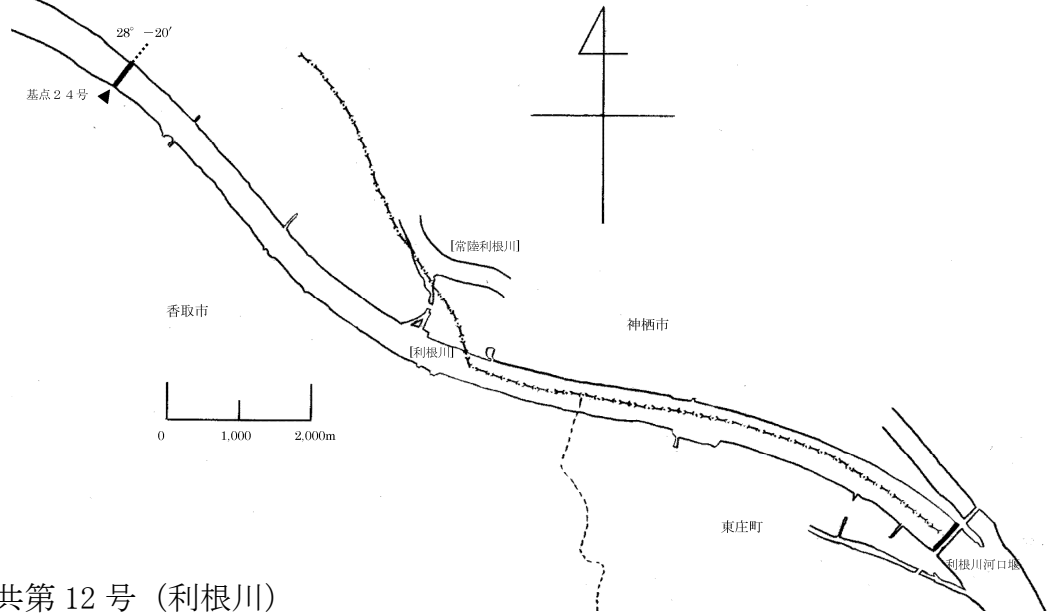
i 内共第9号 (与田浦)



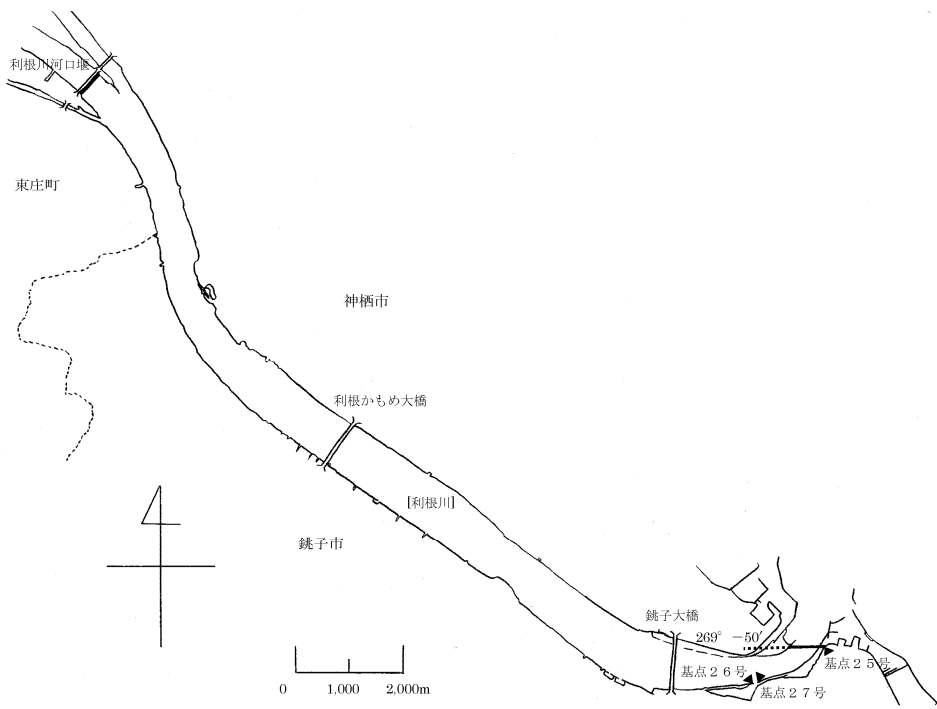
j 内共第10号 (利根川)



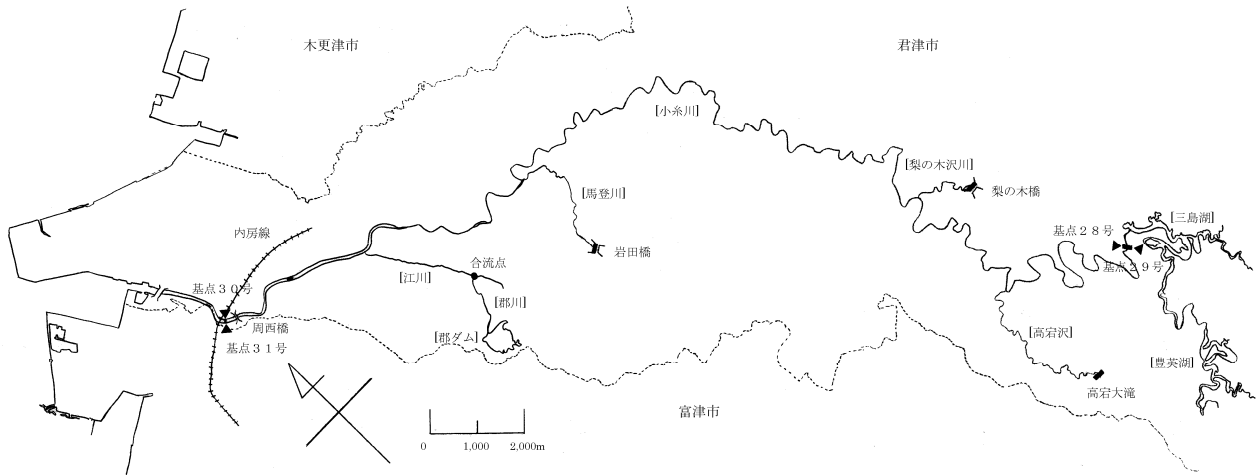
k 内共第11号 (利根川)



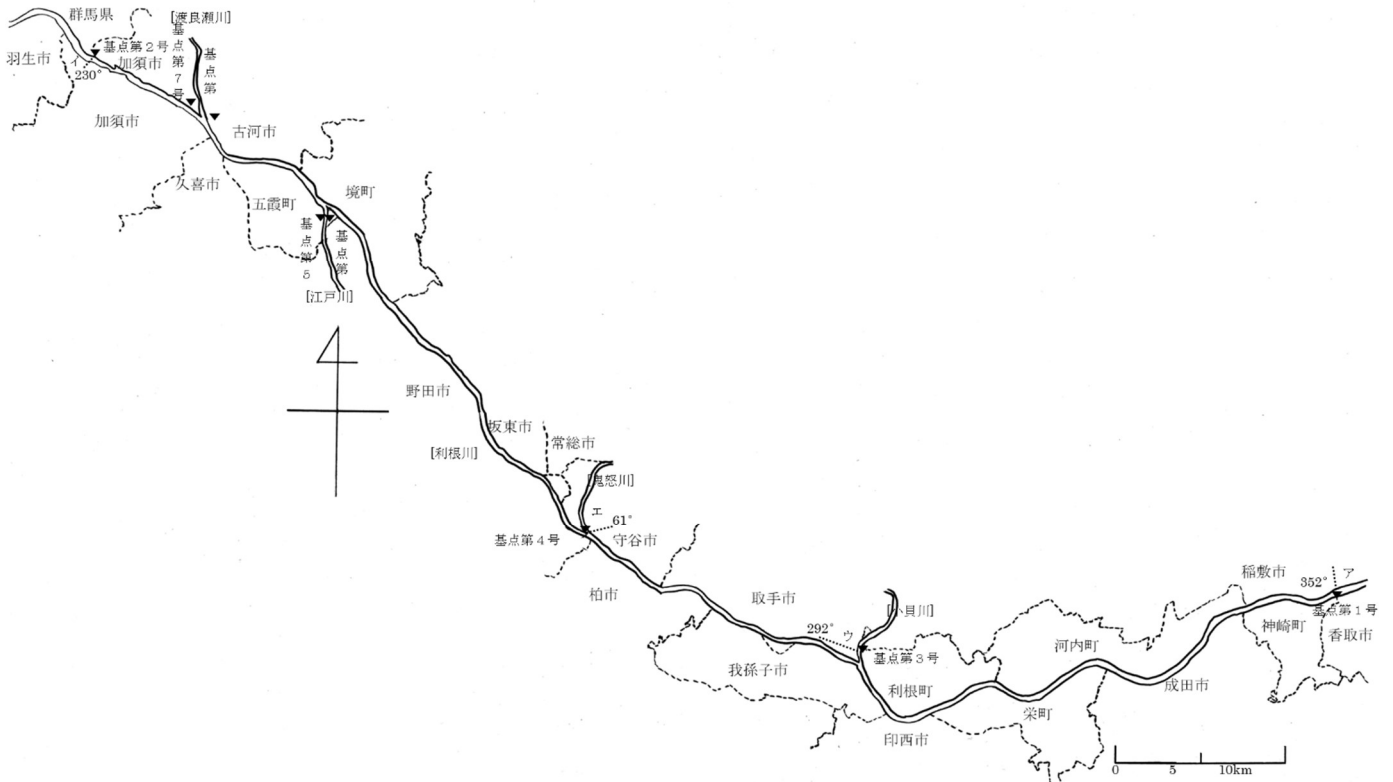
l 内共第12号 (利根川)



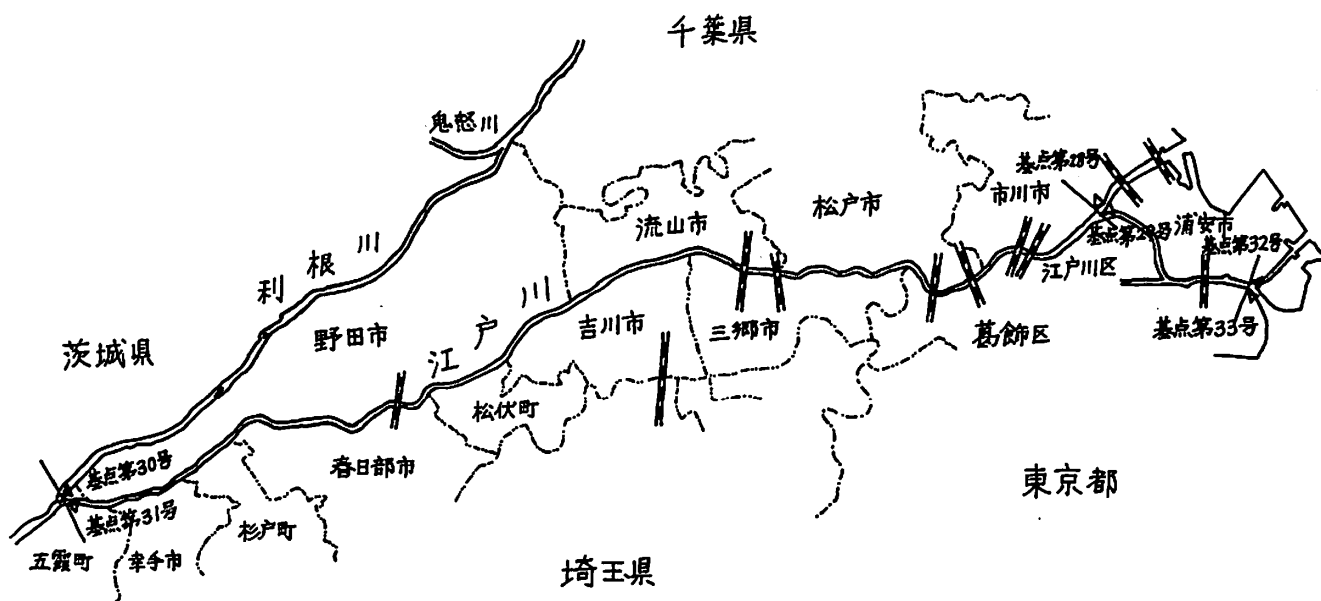
m 内共第13号 (小糸川)



n 内共第14号 (利根川)

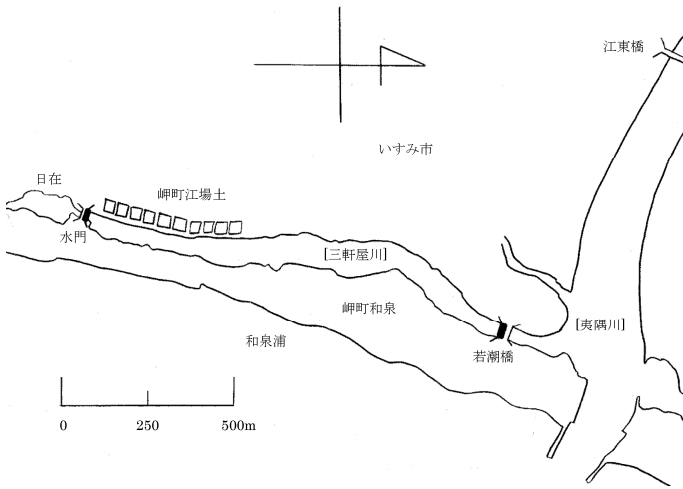


○ 内共第 11 号 (江戸川 (東京都知事免許))

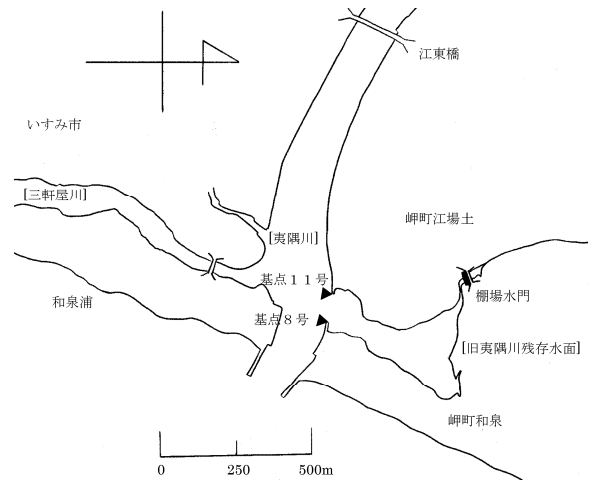


(イ) 区画漁業権

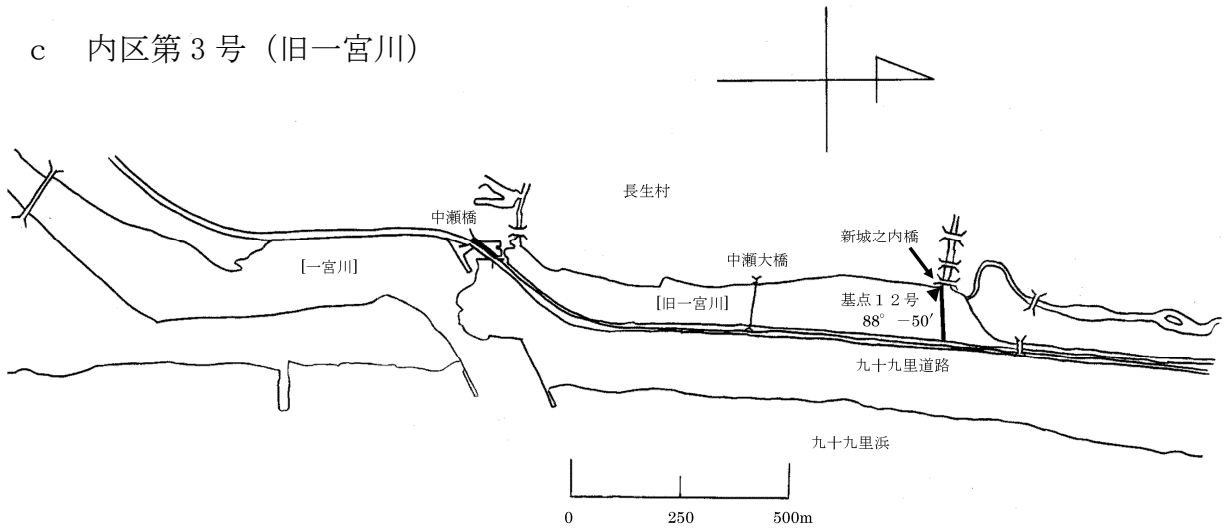
a 内区第1号 (三軒屋川)



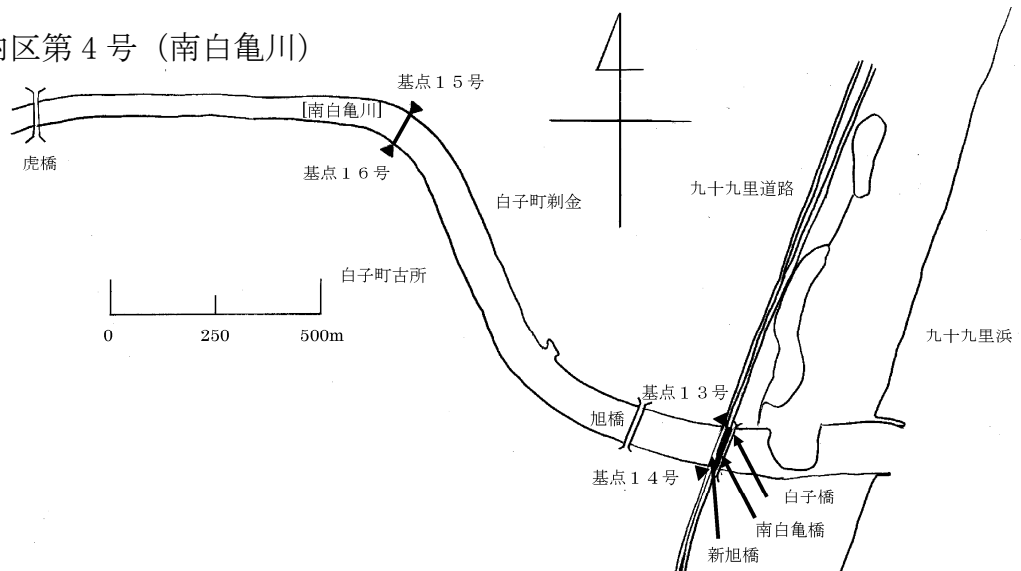
b 内区第2号 (旧夷隅川)



c 内区第3号 (旧一宮川)



d 内区第4号 (南白亀川)



ウ 遊漁料金一覧
(ア) 漁業権別遊漁料金

令和5年9月1日現在

免許番号	漁業権者 (漁業協同組合)	手釣・竿釣 (あゆ・にじます 以外)	手釣・竿釣 (あゆ)	手釣・竿釣 (にじます)	投網等	現場売 加算額
内共第1号	養老川	1日券 660円 1年券 4,400円	1日券 2,200円 1年券 7,700円		1年券 11,000円	300円
内共第2号	小櫃川	1日券 450円 1年券 4,000円	1日券 1,000円 1年券 4,000円	1日券 1,000円 1年券 4,000円	1日券 3,000円 1年券 7,000円	550円
内共第3号	湊川	1日券 300円 1年券 2,000円	1日券 2,000円 1年券 5,000円		1年券 8,000円	100円
内共第4号	夷隅川	1日券 660円 1年券 4,400円	1日券 2,200円 1年券 7,700円		1年券 11,000円	300円
内共第5号	南白亀川	1日券 300円 1年券 2,000円			1年券 4,000円	100円
内共第6号	栗山川	1日券 400円 1年券 3,000円			1年券 6,000円	100円
内共第7号	手賀沼 我孫子手賀沼	1日券 500円 1年券 3,000円			1年券 7,000円	0円
内共第8号	印旛沼	1日券 500円 1年券 3,000円			1年券 7,000円	100円
内共第9号	佐原	1日券 200円 1年券 1,000円			1年券 3,000円	100円
内共第10号	佐原	1日券 200円 1年券 1,000円			1年券 3,000円	100円
内共第11号	笹川 北総 中利根	1日券 300円 1年券 2,000円			1年券 7,000円	100円
内共第13号	小糸川	1日券 300円 1年券 2,000円			1年券 7,000円	100円
内共第14号 ※	手賀沼 印旛沼 新利根 鬼怒利根 埼玉県北部	1日券 300円 1年券 2,000円			1日券 500円 1年券 3,000円	0円

※ 消費税を含む

※ 未就学児等の割引の特例有

※ 内共第14号は以下の特例有

以下の組合の遊漁規則に基づく遊漁承認証(1年券)を持っている場合は、それぞれ内共第14号の以下の区域においても遊漁が可能。

- 手賀沼漁協(内共第7号) : 野田市地先から印西市地先まで(流水区域の中央線より千葉県側)
- 印旛沼漁協(内共第8号) : 栄町地先から神崎町地先まで(流水区域の中央線より千葉県側)
- 新利根漁協(茨内共第9,10,11号) : 利根町地先の栄橋から下流(流水区域の中央線より茨城県側)
- 鬼怒利根漁協(茨内共第4,5号) : 利根町地先の栄橋から埼玉県境まで(流水区域の中央線より茨城県側)
- 埼玉県北部漁協(共第5,6号) : 茨城県と埼玉県との境から上流(流水区域の中央線より埼玉県側)
- 埼玉県漁連(県内共通) : 埼玉県の区域内(手釣、竿釣(リール釣りを除く。))に限る。

(イ) 県内共通遊漁券

	1年券 6,000円
漁法	手釣・竿釣
区域	内共第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第11号
魚種	あゆ及びにじますを除く漁業権魚種

※ 消費税を含む

(ウ) 江戸川漁業権

免許番号	漁業権者 (漁業協同組合)	手釣・竿釣、たも網、 さで網、四ツ手網	リール釣	左記以外の漁具、漁法	現場売 加算額
内共第11号	東京東部 埼玉東部 松戸市 市川市	1日券 300円	1日券 500円	1日券 1,000円	0円
		1年券 3,000円	1年券 4,000円	1年券 5,000円	

※ 消費税を含む

※ 未就学児等の割引の特例有

各漁業協同組合の遊漁規則及び遊漁券の販売場所については以下のページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/gyogyou/kawazuri/kawazuri.html>